

# 61 山形県消防防災ヘリコプター緊急運航要領

平成10年6月1日

山形県

改正 平成 12年 12月 14日

平成 13年 4月 1日

平成 18年 4月 1日

平成 27年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この要領は、山形県消防防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第14条第6項の規定により、消防防災ヘリコプターの緊急運航（要綱第13条第1項第4号に規定する活動を除く。以下「緊急運航」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(他の規定との関係)

第2条 緊急運航については、要綱、臓器移植法の施行に伴う山形県消防防災ヘリコプターによる臓器搬送取扱要領及び山形県消防防災ヘリコプター応援協定（以下「協定」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(緊急運航の基準)

第3条 緊急運航は、山形県消防防災ヘリコプター緊急運航基準（別紙）に該当する場合に行うものとする。

(緊急運航の要請)

第4条 緊急運航の要請は、緊急運航を要する事態が発生した市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）の長が山形県環境エネルギー部危機管理・くらし安心局危機管理課消防救急主幹（以下「運航責任者」という。）に対し行うものとする。

(緊急運航要請の手続)

第5条 前条の緊急運航の要請は、次の各号に掲げる時間帯の区分に応じ当該各号に掲げる方法により行うものとする。

(1) 午前8時30分から午後5時15分まで 消防防災航空隊に対して電話等にて速報の後、山形県消防防災ヘリコプター緊急運航要請書（別記様式。以下「緊急運航要請書」という。）を当該隊にファクシミリにて提出

(2) 前号に掲げる以外の時間帯 消防防災航空隊長又は副隊長に対して電話にて速報の後、緊急運航要請書を消防防災航空隊にファクシミリにて提出

(緊急運航の決定)

第6条 総括隊長は、第4条の規定による緊急運航の要請を受けたときは、緊急運航を要する事態の状況及び現場の気象状況等を確認のうえ出動の可否を決定する。

2 総括隊長は、出動の可否を決定したときは、直ちに緊急運航を要請した市町村等の長（以下「要請者」という。）に対し緊急運航の可否を伝達するとともに、緊急運航を行う場合にあっては、速やかに要請内容に対応する出動体制を整備し、運航責任者に対する緊急運航の報告、山形県警察本部航空隊及び陸上自衛隊第6師団第6飛行隊並びに海上保安庁酒田海上保安部（海等での水難救助等の場合に限る。）に対する緊急運航の通報を行うものとする。

（受入態勢）

第7条 要請者は、消防防災航空隊と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ、次の受入態勢を整えるものとする。

- （1）離着陸場所の確保及び安全対策
- （2）傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- （3）空中消火基地の確保
- （4）その他必要な事項

（報告）

第8条 運航責任者は、災害等が収束した後、必要に応じ、要請者に対し当該災害等の状況について報告を求めることができるものとする。

附 則

この要領は、平成10年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年12月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

## 山形県消防防災ヘリコプター緊急運航基準

### 1 基本要件

消防防災ヘリコプターの緊急運航は、原則として、次の基本要件を満たす場合に行うものとする。

- (1) 公共性 災害等から住民の生命、身体及び財産を保護し、被害の軽減を図る目的であること。
- (2) 緊急性 差し迫った必要性があること。(緊急に活動を行わなければ、住民の生命、身体及び財産に重大な支障が生じるおそれがある場合)
- (3) 非代替性 消防防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと。(既存の資機材・人員等では、十分な活動が期待できない又は活動できない場合)

### 2 緊急運航基準

消防防災ヘリコプターの緊急運航基準は、次のとおりとする。

- (1) 火災防ぎょ活動
  - ア 林野火災における空中消火  
地上における消火活動では消火が困難であり、消防防災ヘリコプターによる消火の必要があると認められる場合
  - イ 被害状況等の調査及び情報収集活動  
大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあると認められ、広範囲にわたる被害状況調査、情報収集活動を行う必要があると認められる場合
  - ウ 消防隊員及び消防資機材等の搬送  
大規模火災等において、人員及び資機材等の搬送手段がない場合、又は消防防災ヘリコプターによる搬送が極めて有効と認められる場合
  - エ その他、消防防災ヘリコプターによる火災防ぎょ活動が有効と認められる場合
- (2) 救助活動
  - ア 河川や海等での水難事故、山岳遭難事故等における捜索及び救助  
水難事故及び山岳遭難事故等において、現地の消防力だけでは、対応できないと認められる場合
  - イ 高層建築物等の火災における救助  
高層建築物等の火災において、地上から救出が困難で、屋上からの救出が必要と認められる場合
  - ウ 山崩れ等の災害により、陸上から接近できない被災者の救出  
山崩れ、地震、洪水等の災害により、陸上から救出が困難で、救出が緊急に必要と認められる場合
  - エ 高速道路等の事故における救助  
高速道路及び自動車専用道路上、航空機、列車等での事故で、救急車での収容、搬送が困難と認められる場合
  - オ その他、消防防災ヘリコプターによる救助活動が有効と認められる場合
- (3) 救急活動
  - ア 救急患者の搬送  
消防防災ヘリコプターによる搬送が有効であると認められる場合
  - イ 傷病者発生地への医師及び医療器材等の搬送  
山村及び離島等の交通遠隔地において、緊急医療を行うため、医師及び器材等を搬送する必要があると認められる場合

- ウ 高度医療機関への傷病者の転院搬送  
遠隔地の高度医療機関へ緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、かつ医師が搭乗できる場合
  - エ 大規模災害時の医師等及び資機材の搬送  
大規模災害時において、医師等及び資機材の搬送が必要と認められる場合
  - オ その他、消防防災ヘリコプターによる救急活動が有効と認められる場合
- (4) 災害応急対策活動
- ア 被災状況等の調査及び情報収集活動  
地震、津波、台風、大雨等の自然災害若しくはガス爆発事故、高速道路等での大規模事故等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる状況把握調査、情報収集活動を行うとともに、その状況を監視する必要があると認められる場合
  - イ 食料、衣料その他生活必需品及び復旧資機材等の救援物資並びに人員等の搬送  
災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、食料、衣料その他の生活必需品・復旧資機材等の救援物資、医薬品、人員等を緊急に搬送する必要があると認められる場合
  - ウ 災害に関する情報及び警報等の伝達等広報活動  
災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害に関する情報及び避難命令等の警報、警告等を迅速かつ正確に伝達する必要があると認められる場合
  - エ その他、消防防災ヘリコプターによる災害応急対策活動が有効と認められる場合
- (5) 広域応援要請に基づく活動
- 緊急消防援助隊運用要綱（平成27年3月31日付け消防広第74号 各都道府県知事あて消防庁長官通知）、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱（昭和61年5月30日付け消防救第61号。各都道府県知事あて消防庁次長通知）、大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定（平成7年10月31日締結）及び消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における北海道・東北8道県相互応援協定（平成12年3月1日締結）等に基づく要請のあった場合

附 則

この基準は、平成10年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成14年5月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成18年4月1日から施行する。

「山形県消防防災ヘリコプターによる交通遠隔地の救急活動基準」は、廃止する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

別記様式（第5条関係）

山形県消防防災ヘリコプター緊急運航要請書

要 請 市 町 村 等	市・町・村	発信者
緊急運航事態種別	(1)火災 (2)救助 (3)救急 (4)災害応急 (5)その他	
要 請 内 容	(1)火災 (2)救助 (3)救急 (4)物資輸送 (5)偵察 (6)その他	
発生場所 目標	住 所 目 標 消防防災航空マップ G P S (世界測地系)	縦座標軸 横座標軸 北緯 東経
発 生 日 時	平 成 年 月 日 曜日 時 分頃	
事 故 概 要 又 は 災 害 概 要		
気 象 状 況 ( 災 害 現 場 )	天候 風向 風速 視界 気象情報	気温 ℃
必 要 資 機 材		
出 動 先 離 着 陸 上	場所 目標 (名称) 消防防災航空マップ	要請側病院名 縦座標軸 横座標軸
搬 送 先 離 着 陸 上	場所 目標 (名称) 消防防災航空マップ	搬送先病院名 縦座標軸 横座標軸
傷 病 者 名	住 所 氏 名 傷病名	生年月日 年 月 日生 ( 歳) 重・中・軽 男 女
現 地 搭 乗 者	有 無 職名	氏名
地 上 指 揮 者	指揮者名 職名	氏名
コ ー ル サ イ ン	無線種別 (全国波・県内波) コールサイン	
他 の ヘ リ の 活 動 要 請	有 無 機関名	
要 請 日 時	平 成 年 月 日 曜日 時 分	
※以下の事項については、消防防災航空隊で活動を決定後至急連絡します。		
航 空 指 揮 者 コ ー ル サ イ ン	指揮者名 無線種別 (全国波・県内波) コールサイン	
到 着 予 定 時 間	平 成 年 月 日 曜日 時 分	
活 動 予 定 時 間	時間 分	
※その他の特記事項		
		受理者

## 山形県消防防災ヘリコプターの市町村防災訓練等参加に関する取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、山形県消防防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第21条第2項の規定により、山形県消防防災ヘリコプター（以下「消防防災ヘリ」という。）が市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合、各消防本部並びにその他の関係機関（以下「市町村等」という。）の実施する訓練に参加する場合の参加基準及び申込手続等について、必要な事項を定めるものとする。

### (参加基準)

第2条 消防防災ヘリの参加は、市町村等が主催する防災訓練及び消防訓練（以下「防災訓練等」という。）とする。

2 消防防災ヘリの訓練種目は、火災防ぎょ訓練、救出救助訓練、救急搬送訓練、物資輸送訓練及び偵察訓練等とし種目数は協議のうえ決定する。

### (申込手続)

第3条 防災訓練等に消防防災ヘリの参加を希望する市町村等の長（以下「申請者」という。）は、希望する年度の前年度1月末日までに山形県消防防災ヘリコプター参加年間予定表（様式第1号）を、また、訓練日の属する月の3ヶ月前の月の末日までに山形県消防防災ヘリコプター訓練参加申込書（様式第2号）及び防災訓練等の計画書を危機管理監（以下「総括管理者」という。）に提出するものとする。

2 前項の規定により提出すべき書類は、すべて消防防災航空隊を経由しなければならない。

### (参加の決定)

第4条 総括管理者は、前条の規定による訓練参加申込書が提出されたときは、要綱第12条に定める運航計画との調整及び訓練場所の飛行条件等の調査を行うとともに、次の事項に十分配慮し、参加の可否を決定し、その結果を山形県消防防災ヘリコプター訓練参加通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

(1) 市町村等の共催など、広域的な訓練を優先すること。

(2) 同一日に複数の申請があった場合には、過去の訓練実績を配慮し、特定の地域に偏らないように配慮すること。

(3) 単独の申込の場合でも、特定の市町村に訓練実績が偏らないように配慮すること。

(4) 防災訓練等の内容については、地域の災害特性等を踏まえた具体性のあるものであること。

2 総括管理者は、前項の通知をする場合、必要な条件を付けることができる。

### (参加の中止等)

第5条 市町村等の防災訓練等への参加前又は参加中に要綱第16条に規定する緊急運航を要する事態が生じた場合は、訓練参加を中止又は中断する。

2 防災訓練等の当日の気象条件が消防防災ヘリの運航に適さない場合は、総務部危機管理室総合防災課長より申請者に連絡し、訓練の一部又は全部の参加を中止する。

### (市町村等の措置)

第6条 市町村等の長は、第4条の規定による参加通知があった場合、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を行うものとする。

- (1) 消防防災ヘリの離着陸場所を確保し、航空法施行規則第 172 条の 2 に規定する飛行場外離着陸許可申請に係る飛行場外離着陸場（以下「場外離着陸場」という。）位置図と場外離着陸場の土地使用承諾書を作成し、訓練日の 1 ヶ月前までに消防防災航空隊に提出すること。
- (2) 離着陸地帯には所定の標識を設け、散水等必要な措置を講ずること。
- (3) 消防防災ヘリの離着陸に際しては、人員を配置して離着陸地帯及びその付近への立ち入りを禁止すること。
- (4) 消防防災ヘリの離着陸に伴う騒音、砂塵等については、事前に離着陸場所及び訓練場所周辺住民の理解を得ておくこと。また万一これらの苦情が発生した場合には、市町村等の責任で処理すること。
- (5) 消防防災航空隊が行う場外離着陸場の事前調査及び事前の訓練に関しては、第 2 号から第 4 号までに掲げる処置を講ずること。
- (6) 訓練に必要な資機材の借用、陸上輸送等が必要な場合には、所要の協力を行うこと。

（訓練に伴う事故）

第 7 条 消防防災ヘリの運航上の事故を除き、市町村等の重大な過失に伴い訓練参加者及び第三者に損害を与えた事故については、県は責任を負わないものとする。

（その他）

第 8 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 10 年度の防災訓練等に係る山形県消防防災ヘリコプター参加年間予定表の提出については、第 3 条中「希望する年度の前年度 1 月末日」とあるのは「平成 10 年 4 月末日」とし、平成 10 年 6 月に実施する防災訓練等に係る山形県消防防災ヘリコプター訓練参加申込書の提出については、同条中「訓練日の属する月の 3 ヶ月前の月の末日」とあるのは「平成 10 年 4 月末日」とする。

附 則

この要領は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。